

国民健康保険からのお知らせ

平成30年4月から 国民健康保険が広域(県単位)化されました！

1. 長崎県が各市町と共に国保の運営を担います。

これまで市町ごとに行なっていた国保加入者の資格の管理が県単位で行なわれるようになりますが、国民健康保険に関する各種手続きの窓口は引き続き西海市です。

これに伴い、保険証の様式等が変更となります。新しい保険証は例年通り7月中にお送り致します。現在お持ちの保険証は引き続き使用できます。

2. 高額療養費の該当回数の通算方法が変わります。

国民健康保険制度には、高額療養費の該当回数が過去12ヶ月で4回以上となった場合、自己負担限度額が低くなる制度があります。これまでは、市町村をまたいで住所異動した場合は、高額療養費の該当回数は通算されませんでした。

平成30年度からは、資格管理が都道府県単位となることから、長崎県内での住所異動について、世帯の継続性が認められる場合は、高額療養費の該当回数が通算され、自己負担額が軽減されます。

同一県内の異動に伴う高額療養費多数回該当の判定

新制度施行

平成29年度					平成30年度				
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
A県	A市				①			③	④
	B市					②			
C県	C市						①		

県内で通算されて多数回該当(4回目)

新制度施行後をまたがる場合

県内で通算されて多数回該当(4回目)

平成29年度					平成30年度				
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
A県	A市			①				④	
	B市				①		②		④
C県	C市					①			

市町村単位においては従前の例より、新制度施行前分も通算されて多数回該当(4回目)となる。